

あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例

平成 8 年 3 月 18 日
条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法及びすべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、民族差別、外国人差別、障害者差別、女性差別及びいじめ等あらゆる差別をなくし、町民一人ひとりの参加による人権尊重都市の建設を目指し、もって明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らも人権侵害に関する行為をしないよう務め、あらゆる差別をなくすための施策に協力するものとする。

(町の施策の推進)

第 4 条 町は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、町民及び関係団体と協力のうえ、推進に務めるものとする。

2 町は、前項の施策の推進のため、必要に応じ調査等を行うものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第 5 条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力のうえ、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに務めるものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 町は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に務めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。